

◆◆◆ 検査項目の解説 ◆◆◆

○外観検査（目視による設置、保守点検、清掃状況を確認します。）

外観検査は、浄化槽の設置、及び維持管理と稼働状態を観察するとともに、浄化槽内部を目視すること等により、それぞれの検査項目に異常が認められるかどうかを確認し判定の見、留意事項の一つとなります。

○水質検査（放流水等を測定器にて測定します。）

◆水素イオン濃度（pH）【pH5.8～pH8.6】

生物処理に参与する多くの微生物は、pH6.5～pH7.5を最適領域とします。異常に高い数値を示す場合は、アルカリ性洗剤などの混入、逆に異常に低い数値を示す場合は酸性洗剤等の混入や極度の使用過少などの原因が考えられます。

◆溶存酸素（DO）【単独処理浄化槽の場合0.3mg/ℓ以上、合併処理浄化槽の場合1.0mg/ℓ以上】

水中に溶解している酸素量のことで、気圧・水温・塩分などによって影響されます。特に浄化槽では、好気性微生物の活動によって消費されることが多く、その数値が低くなると嫌気化状態となり悪臭などの原因になります。

◆透視度【単独処理浄化槽の場合7cm(度)以上（BOD 90mg/ℓ以下）合併処理浄化槽の場合20cm(度)以上（BOD 20mg以下）】

処理水の透明の度合いを示すもので放流水質の良否をおおまかに判断するための指標にもなります。

◆残留塩素【検出されること】

浄化槽の処理水は、公衆衛生上の安全確保のため塩素消毒が義務づけられています。浄化槽の目的の一つである公衆衛生上の安全性を保証するものとして処理水の消毒があり、通常は塩素消毒が行われています。

◆汚泥沈殿率（SV）【10%以上60%以下（活性汚泥処理法のみ測定）】

単独処理浄化槽では、清掃の時期の判断指標となります。合併処理浄化槽では、汚泥の引き抜き量やその時期の判断指標となります。

◆生物化学的酸素要求量（BOD）【処理目標水質以下であること（法第7条のみ測定）】

放流水域の水質汚濁や浄化槽の処理機能を評価する値で小さいほど水域に影響が少なく良好な水となります。

○書類検査（記録の保存状況を確認します。）

保存されている保守点検及び清掃の記録並びに前回の検査の記録等を参考とし、保守点検及び清掃が技術上の基準に従って実施されているか否かの検査です。

◎判定（浄化槽の稼働状況について総合的に判断します。）

イ 適正です。（ただし、参考意見は、指摘事項ではありません。）

対象とした浄化槽について外観検査、水質検査及び書類検査の結果、構造、容量、工事及び使用条件などのいずれにも不都合が認められず、維持管理上も特に留意する事項がないと判断された場合。

ロ おおむね適正であるが一部改善を要する。

おおむね適正であるが、一部改善することが望ましい。又は、今後の経過に注意して観察する必要があると認められた場合。

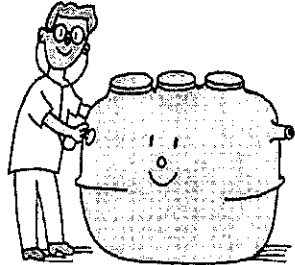
ハ 不適正である。

明確な機能障害の原因となる不都合が認められ、改善を必要と判断された場合。

●3つの義務と心がけ●

1. 法定検査受検の義務

(法律で義務付けられた重要な検査です)



法定検査とは保守点検、清掃が適正に行われているか、また本来の浄化機能が十分に発揮されているかを確認します。検査には7条検査(設置後等の水質検査)と11条検査(浄化槽の定期検査)があります。

正しい使用を心がけて下さい。

1. トイレペーパー以外は流さない。

その他の紙や紙おむつ、たばこの吸い殻などは詰まりの原因になります。



2. トイレを使ったら必ず水を流す

汚水管の途中で汚物が詰まるなどして浄化槽の働きが悪くなることがあります。使用の都度、きちんと水を流しましょう。

3. トイレ台所での洗剤の使用量は適正量としましょう。

強塩素系、強酸性などの薬品を使いすぎると、微生物が弱ったりして機能の低下を引き起こし、浄化槽が正常に機能しなくなる恐れがありますので注意しましょう。

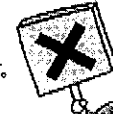
4. 台所では使用済みの油や食べ残しを排水口に流さない。

三角コーナーやネットをとりつけるようにし、油は流さないようにしましょう。



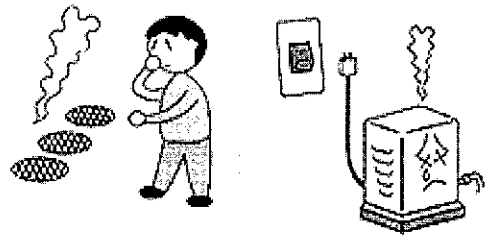
5. 浄化槽の上に物を置かない。

浄化槽の破損、点検や清掃作業の障害になります。



6. 浄化槽の電源を切らない。

電源を切ると微生物が弱ったりして処理ができなくなります。必要時以外は切らないで下さい。



<絵：(株)和歌山印刷所出典 無断転載禁止>

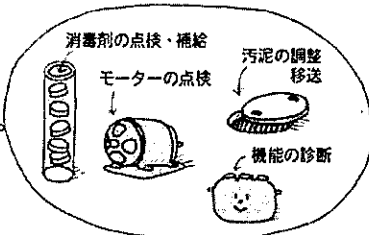
2. 保守点検実施の義務

いつも汚水が正しく処理されるように、微生物の管理や槽内の附属機器の点検・調整、消毒剤の補充を行います。

…県知事の登録を受けた保守点検業者に依頼しましょう。管轄保健所・生活環境課、または(社)沖縄県環境整備協会へお問合わせ下さい。



保守点検業者 (浄化槽管理士) 設置者 (浄化槽管理者)



3. 清掃実施の義務

浄化槽内にたまった污泥異物等の除去、付属装置の洗浄、清掃を行います。

…市町村の許可を受けた清掃業者に依頼してください。

→各市町村環境衛生(浄化槽担当)窓口へお問合わせ下さい。



<絵：(社)全浄連出典 無断転載禁止>

依頼

>>>>

法定検査の受検は設置者の義務です。

- 7条検査は、通常建築確認申請時に浄化槽検査依頼書を提出いただき土木事務所、保健所を通じて(社)沖縄県環境整備協会に依頼します。
- 11条検査は、(社)沖縄県環境整備協会の検査依頼書で申し込んで下さい。

●7条検査(浄化槽設置後の水質検査)

浄化槽が適切に設置され、本来の浄化機能が発揮しているかどうかを確認するために使用開始後3ヶ月から8ヶ月の間に実施する検査です。

検査

>>>>

●11条検査(浄化槽の水質に関する定期検査)

保守点検、清掃が適切に行われているか、また処理能力が十分に発揮されているかどうかを年1回検査します。

*7条検査の終了後、毎年検査時期になりましたら、ハガキなどによりご連絡しますので、必ず定期検査を受けてください。

結果

>>>>

●施設の外観検査

- 1 設置状況
- 2 設備の稼動状況
- 3 水の流れ方の状況
- 4 使用の状況
- 5 悪臭の発生状況
- 6 消毒の実施状況
- 7 蚊ハエの発生状況

●水質検査

- 1 水素イオン濃度
- 2 溶存酸素量
- 3 透視度
- 4 残留塩素
- 5 汚泥沈澱率
- 6 BOD(生物化学的酸素要求量)

*7は7条検査のみ

*2, 5, 6は処理方式により一部省略することがある。

●書類検査

保守点検や清掃の記録及び保存状況 (3年間保存)

検査の結果を公正に評価、判定し、改善すべき点があれば現場で助言します。また、後日検査結果書を送付します。(3年間保存)

